

地域包括支援センター業務評価（市による評価）について

1 目的

市は、地域包括支援センター（以下「包括」という。）の設置の責任主体として、その運営について適切に関与することが必要とされている。包括運営上の課題の抽出、整理及び改善を図り、より良い包括の運営や活動に向けた取組みを推進することを目的として、包括の評価を実施するものとする。

【参考】介護保険法第 115 条の 46（平成 27 年 4 月改正）

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 評価の進め方

- (1) 平成 27 年度試行実施

評価期間：前年度 1 年間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

- (2) 平成 28 年度から本格実施

評価期間：前年度 1 年間

3 評価方法

- (1) 地域包括支援センター業務評価基準を作成し、本基準をもとに評価

【別紙 1、2 参照】

評価は、市職員（2 名以上）が包括事務所を訪問して実施

- (2) 評価結果を運営協議会で報告【別紙 3 参照】

- (3) 運営協議会での意見を受け、包括に評価結果を提示、業務に反映

4 実施スケジュール

H27 年 4 月	堺市が包括に評価（試行）の実施通知
H27 年 5～10 月	堺市が包括に評価（試行）を実施し、「評価結果（試行）案」を提示 包括から評価に対する意見の集約
H27 年 11 月	運営協議会にて、「評価結果（試行）案」の報告及び「評価基準修正案」を提示し、意見聴取
H27 年 12 月	堺市が包括に「評価基準」及び「評価結果（試行）」を通知
H28 年 4 月	堺市が包括に評価の実施通知
H28 年 5～6 月	堺市が包括に評価を実施し、評価結果案を提示
H28 年 7 月	運営協議会にて、評価結果案を報告し、意見聴取
H28 年 8 月	堺市が包括に評価結果を通知

以後、毎年度同様のスケジュールで評価を実施する。